

## 名古屋家庭裁判所委員会（第43回）議事概要

### 1 日時

令和8年1月21日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

石川恭久委員、岩本久子委員、奥村好樹委員、尾関利昌委員、各務元浩委員、加藤大雅委員、佐々木聡史委員、田中龍士委員、野村安秀委員、星あづさ委員、村瀬賢裕委員、村瀬立子委員、山田俊彦委員、吉田彩委員（委員長）

（事務担当者）

森田首席家庭裁判所調査官、荒川家事首席書記官、中村少年首席書記官、大下次席家庭裁判所調査官、鳥居総括主任家庭裁判所調査官、三谷事務局長、村井総務課長、北川総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長選任

委員の互選により、委員長として吉田彩委員が選任された。

#### (3) 委員長代理の指名

委員長により、委員長代理として村瀬賢裕委員が指名された。

#### (4) 前回（第42回）提出された意見についての報告（別紙第1のとおり）

#### (5) 少年事件における教育的働き掛けについての概要説明

#### (6) 意見交換

テーマ「少年事件における教育的働き掛けと今後の充実に向けて」（別紙第2のとおり）

#### (7) 次回開催日時

未定

(8) 次回意見交換テーマ

テーマ「家庭裁判所におけるサイン表示について」

(9) 閉会

(別紙第1)

前回(第42回)提出された意見についての報告

前回の家庭裁判所委員会において、「臨床心理士や公認心理師は、傾聴のスキルを身に付けており、家事調停委員にふさわしいように感じた。」、「PTA活動に積極的に関わっている人は奉仕的精神を持っている。」、「奉仕的精神が重視されるのであれば、ボランティア団体やNPO法人に家事調停委員の魅力をアピールして募集するのが良いのではないか。」、「募集をかけるというような待ちの姿勢ではなく、プレゼンをして、興味を持たれた場合にすぐにアプローチできるような体制づくりや、協会や団体の幹部が出席する会合に顔を出して個別に依頼することも効果的ではないか。」といった御意見を頂戴した。

本年度は、従前から家事調停委員の募集手続にご協力いただいている各種専門職団体に加え、関係機関にも周知したほか、各種協会や団体に職員が直接伺って、家事調停委員の仕事の内容、やりがい等について説明させていただいたうえで、家事調停委員を募集していることをお伝えするなどの活動を行った。その結果、上記活動を契機に複数名の御応募をいただいた。

今後も、皆様からいただいた御意見を踏まえ、家事調停委員の確保に向けた取組を進めてまいりたい。

(別紙第2)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員　○：委員長　△：事務担当者)

1 現在、名古屋家庭裁判所で行っている教育的働き掛けについて

○ 名古屋家庭裁判所で行っている教育的働き掛けについて、率直な御感想や改善すべきと考えられる点などをお聞かせ願いたい。

◆ 老人ホームにおけるボランティア活動は就労支援に近いと思った。特に、特定少年は手続が終わったら社会に出ることが多く、自身で経済的に自立する必要がある。そのためにも、職業体験できる場面を作ったり、機会を増やすことも考えられる。

◆ 名古屋家庭裁判所として課題に感じている事案は何か。

△ スマートフォンがいろいろな使われ方をしているが、家裁調査官が最新の使い方を十分に把握できず、事件を通じて改めて危険性を把握することも多い。スマートフォンの最近の使い方に沿った教育的働き掛けを実施できているのかという点を課題と感じている。

◆ 性非行プログラムにおいて被害者の心情を考える、万引きで被害者をゲストスピーカーとして呼ぶことも間違いではないが、対象者の資質や考えさせる時期を誤ると、逆に再犯率が上昇することもある。被害者の視点を付与する前に、なぜ自分がこのような行動をしたのかという振り返りを行う方が安全である。

◆ 教育的働き掛けを受けての感想文の内容は、審判前という状況を踏まえると儀式的にならざるを得ない面がある。そういったことももちろん重要であるが、例えば、万引きをした少年について、将来万引きをしたくなったらどうするのか、そのような衝動が起きたらどうするのかを具体的に考えさせ、親に電話をするなどといった具体的な再犯防止策を考えさせることができるのかが重要である。保護者は、自身の問題として、そのような場合にどのようにサポートしていくのか、少年と一緒に具体的な再犯防止

策を考えていけるとよい。

- ◆ 家裁調査官がいろいろ考えながら御苦勞をなさっていることに感銘を受けた。少年がコミュニケーションを取ることのできる場を作ることが必要と感じるが、SNSが普及している反面、コミュニケーションが苦手な少年も多く、ボランティア団体などを通じて親と一緒に様々な大人や地域とつながることがよいと思った。
- ◆ 再発防止には、少年だけではなく、保護者に対する働き掛けが重要である。全国では、保護者会というグループワークで行っている例があると聞いている。少年、保護者の特性や事件の内容にもよるが、調査や審判終了後に、保護者から個別に話を聞いて、再犯防止のためにできることを裁判所と考えていくような仕組みを作れるとよい。

## 2 今後、より教育的働き掛けを充実させるための方策について

- 名古屋家庭裁判所で行っている教育的働き掛けにとどまらず、教育的働き掛けをより充実させていくためにどうしたらよいかという点について御意見をいただきたい。特定少年に向けた働き掛けについてはどうか。
- ◆ 社会人向けのプログラムで、5年先、10年先といった中長期的な自分の将来像を考えさせることがあるが、特定少年にも同じように、少し先の将来像を考えさせることが大事である。その将来像から逆算して、現時点でこういったことをしてはいけない、こういったことをしなければならないといったことをまず考える、そして、これを対話だけでなく、明文化して認識を深めてもらうことが大事である。また、新聞記事にもよくあるが、こういった犯罪をしたが、今は立ち直って成長しているという具体的なロールモデルを示して共感を促進させることも大事である。
- ◆ 自身の行動が自分の親や親の仕事に大きな影響を与えてしまうことに気が付くことが、自分自身を変えるきっかけになるように思う。自身でお金を稼ぐなど成功体験を積むことで変わっていくこともある。交友関係の影響も大きいので、悪い影響を受ける周囲との関わりをどのように遮断す

るかも重要になる。特定少年にはそういった働き掛けをするとよいと思う。

- ◆ 学校のPTAでは、アンガーマネジメントやスマートフォンの利用、SNSの影響について保護者向けのセミナーを実施しているところがある。小中学生が、大企業ではなく、近所の中小企業に行って職業体験をする内容のキャリア教育に力を入れている市町村もあり、その職業体験に保護者も一緒に参加することもある。それ以外にも、地域で餅つきをする時に、若い人たちにも役割を担ってもらうなどして、住民が一体となって色々な行事を開催しているところもある。学校や保護者だけではなく地域全体で子供を育てていく、見守っていくことが大事で、それは家庭裁判所の教育的働き掛けにも共通するよう感じた。
- 家庭裁判所内で実施する教育的働き掛けの在り方を考えるに当たっては、ボランティアを含めた地域社会の方々との協力や連携を皆さんが重視されていることが分かった。どこまで連携できるのかという問題はあるが、家庭裁判所としては視野を広くして考えることが重要であることを改めて認識した。
- ◆ 外国籍の少年には、窃盗や薬物犯罪を犯してしまうと在留資格を失い、母国に強制送還されてしまう危険性があることを知っておく必要がある。若くして来日し、生活基盤が日本にしかない少年にとっては特に大きな問題である。外国人支援をするボランティア団体が少ないので、地域が外国籍の少年とどのようにつながっていくのが課題である。また、日本語教室やキャリア教室の中で、年上の少年から成功体験を聞くなどして、身近なロールモデルから少年の将来を具体的に考えさせて前向きな気持ちを持たせることは、関わりとして非常に大きいと感じている。
- ◆ 少年と伴走して支援する大人の存在が重要と感じる。地域の中小企業の社長はそれぞれに成功体験を持っているので、特に特定少年にとってはそのような話を聞くことが良い刺激になると思う。
- ◆ 少年に限るわけではないが、一般的には、当事者の話を聞くことが最も

効果的であり、納得を得られるものであるので、難しい面もあるが、少年にとっては、被害者の話を聞く場を設けることが最も納得を得られるのではないかと思う。また、家庭裁判所が単独で取り組むことには限界があるので、子供向け、外国人向けのソーシャルワーカーなどの専門的な知見を持つ方から情報を得ることが有用であり、できれば、それを上級庁が行って各裁判所に情報提供をすることが望まれる。新しい情報をアップデートするには、それぞれの家庭裁判所が取り組むよりも、その専門家から情報を得る方が効果的である。

- ◆ 家庭裁判所だけで対応していくことはとても難しい問題であり、ボランティア団体や福祉事業を行っている団体など、地域の団体に出向いて、連携しながら、良いプログラムを作り上げていくとよい。
- スマートフォンの普及やSNSを利用した犯罪が増えていることを踏まえた働き掛けについてはどうか。
- ◆ 少年に対しては、デジタル化が進む中でデータが残るということを考えさせると効果がある。例えば、まず自分の性的画像が世の中に出回ったら何を失うのか、そして5年後、10年後にどのような影響があるかと考えさせるとよい。友達を失う、大学に進学できなくなる、就職が決まっていたのに取り消されるなどと具体的に伝えたほうがよい。今の子供たちには、被害者の立場に立って、感情に働き掛ける教育を行うよりも、損得勘定を考えさせる方が伝わりやすい。
- ◆ 地方公共団体では、青少年の育成の一環でインターネットやSNSの適正利用について教育する取組を行っており、その中で近年の動向などをアップデートした教材を利用しているところがある。そういった教材を働き掛けに活用することも有用ではないか。
- 広い視野からいただいた貴重な御意見を参考にして、今後の方策に活かしてまいりたい。

以 上